法務省広島矯正管区

活動紹介 更生支援企画課



更生支援企画課とは??

中国地方の地方公共団体・関係機関・民間団体の皆様が行 う更生支援・再犯防止の取組をお手伝いする法務省広島矯正 管区※の部署です。

矯正管区…矯正施設(刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所)の指導・監督を行う 法務省矯正局の地方分支部局

更生支援企画課でできること

☞地方再犯防止推進計画の策定に向けたご協力

- 策定委員会・勉強会等への出席
- 国の取組説明、矯正施設の意見提出

など

H31.4設置。

中国地方で 52団体が策定済み! (R4.10現在)

☞再犯防止に資する統計データのご提供

- ・ 警察署別の検挙等に関するもの
- 矯正施設の入出所者に関するもの

など

☞地域と矯正施設が連携した取組の紹介・調整

- 刑務作業による地域とコラボした製品の開発
- ・社会貢献活動(清掃作業など)の調整・再犯防止啓発月間等におけるパネル提供

市役所や 社会福祉協議会で 講演実績あり!!

☞地域の研修・講演・会議等へのご協力

- 地域で開催する研修・市民向け講座・会議等への職員派遣
- 矯正施設の見学の調整

など

☞その他のご要望へのご対応

• その他のご要望も、矯正施設や関係機関と調整して円滑に実施します。

お気軽にお問合せください!

広島矯正管区

更生支援企画課

電話

082-223-8177

メール

1.hiroshimakyous.pge@i.moj.go.jp 2.hirosimakyous.627@i,moj.go.jp



広島矯正管区HP

刑法犯検挙者のうち約5割が再犯者です。

刑法犯検挙人員のうち再犯者の 割合は5割近くで推移しており、 令和3年には48.6%でした。



犯罪を繰り返す人の中には、「生きづらさ」を抱え、立ち直る ことが難しい人がいます。

約2割が 1割以上が 約6割が高卒未満 1割以上が高齢者 約7割が犯罪時無職 犯罪時住居不定 精神障害あり 65歳以上 住居不定 精神障害あり 13.8% 高卒以上 有職 17.6% 15.3% 30.4% 42.2% 64歳以下 定住 高卒未満 精神障害なし 79.5% 69.2% 57.6% 86.2% 84.4%

新受刑者の犯罪時就労状況 新受刑者の年齢

新受刑者の教育程度 新受刑者の犯罪時居住状況 新受刑者の精神診断 (令和3年矯正統計年報)

※「生きづらさを抱える人は犯罪をする。」という趣旨ではありません。

平成28年12月再犯の防止等の推進に関する法律が成立

- ☞ 刑事司法手続の各段階で切れ目のない指導・支援を行う必要
- □ 地方自治体の再犯防止に取り組む責務を規定

国と地方自治体の連携について一緒に考えましょう。

地域社会の支援へつながり、地域社会の一員へ



矯正施設は、地域社会との共生に取り組みます。

例)

- ・ 地域の防災拠点としての活用 ・ 専門
- ・ 専門的知見・ノウハウの活用、講師の派遣
- ・ 地域の産業に関する職業訓練
- ・ 地域住民と連携した教育プログラム

など